0

会社附近ノ沿道ハ私服巡査五名位ニ佩剣立シ警戒ニ当リ相成
巡査已ニ私服ノ者厳格ニ当ル事実ニ物々シキ警戒振ナリキ

七月十二日

午前十時大森昭和館ニ於テ十日ノ会見顛末ノ報告ヲナシ其ノ積当
ヲ関七名ニ報告ノ上対策アルノミニシテ他ハ全部解決スルニ積当ヲ
新ニ之ヲ交渉会社ノ新規要求ヲ以テ円満ニ解決スルニ決シタリ

解決案

一、解雇者ハ前日迄二十日分ノ手当四十日分ニ対シ更ニ三割ノ手当金
増額シ社長ヨリ見舞金トシテ六十円ヲ支出スル事
一、五六両日ノ臨時休業ノ日当ハ会社ニ於テ支出スル事
一、同盟罷業者ニ対シテ（罷業中ノ支給ニ関シ）会社ニ於テ講究ヲ以テ考慮スル事
一、百拾七名ノ解雇技工以外解雇希望ノモノニハ百拾七名ノ解

雇者ト同一待遇ヲナス

以上

備考　労働者側運動

最初両者ノ会見ヲ技工側ノ労働運動者、純労働者組合等ノ
同盟会系ノ過激分子入込ミ急進的技工等モ之ニ便乗セシモ悪化ノ
傾向ヲ帯ビタルモ中途解決ヲ纏メ之等ノモノハ為ニ挽回シ他労働
団体ノ応援ヲ絶対ニ拒絶セシメタル技工側モ終ニ心服サセ一方要求ヲ緩和シ
会ハ全部之ヲ撤回セシメタル斡旋ノ努力ニ依リ解決ヲ見テ促進セシ
ナリ

関係労働団体　純労働者組合（加盟）　機械労働組合（加盟三名）
関東合同（加盟三名）　日本労働総同盟（村田某ナル者一名ヲ多数ナルカ如シ）